

税務

- 掛金を組合員(事業主)が負担した場合
掛金は預貯金と同じく資産勘定に計上してください。(損金・必要経費とはなりません。)組合員(事業主)が受けた給付金は老齢年金・一時金として実際に加入者に支払ったとき、損金または必要経費となります。
- 掛金を事務所職員が負担した場合
保険料(掛金から制度運営費を控除した額)は、一般の生命保険料控除の対象となります。(個人年金保険料控除の対象とはなりません。) 証明書の必要な方は事務局へ10月末日までにお申し出ください。(所得税法第76条)
<給付金>

給付の種類	課税関係	課税対象額	税務法令
脱退一時金	所得税 (一時所得)	(脱退一時金－払込掛金累計額－50万円)×1/2 特別控除	所得税法第34条 同法施行令第183条
遺族一時金	相続税	(500万×法定相続人数)の金額が非課税	相続税法第12条
年金	所得税 (雑所得)	$\left[\begin{array}{l} \text{その年に受ける基本年} \\ \text{金年額} + \text{増加年金年額} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{その年に受ける} \\ \text{基本年金年額} \end{array} \times \frac{\text{払込掛金累計額}}{\text{基本年金総額} \\ \text{(または見込額)}}$	所得税法第35条 同法施行令第183条

個人情報に関するお知らせ

当該保険の運営に当たっては、関東信越税理士協同組合連合会(以下、「保険契約者」)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)(以下、個人情報)を取り扱い、保険契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社)を含みます。以下同じ)へ提供します。保険契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用します。

生命保険会社は受領した個人情報を、「保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」、「関連会社・提携会社を含む各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理」、「生命保険会社業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究」のために使用(注)し、また、保険契約者、他の生命保険会社および収納代行会社に上記目的の範囲内で提供します。収納代行会社は受領した個人情報を、預金口座振替業務および預金口座振替業務に関連・付随する業務のために使用し、また、保険契約者および生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者、他の生命保険会社および収納代行会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

制度の運営

この制度は、保険契約者が朝日生命保険相互会社・日本生命保険相互会社・第一生命保険株式会社・大同生命保険株式会社および太陽生命保険株式会社と締結した拋出型企業年金保険契約に基づき運営します。
下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(令和7年12月9日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は今後変更することがあります。
引受保険会社:朝日生命保険相互会社(5.00%)[事務幹事会社]・日本生命保険相互会社(60.00%)・第一生命保険株式会社(20.00%)・大同生命保険株式会社(5.00%)・太陽生命保険株式会社(10.00%)
なお、各引受会社の配当実績等により、給付金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2-7 電話 048-650-0333(代)

税理士・家族従業員・事務所職員の皆様のための

ぜいりし年金制度

〔拋出型企業年金保険〕

制度の特色

- 1 老後の保障を目的とした関東信越税理士協同組合連合会独自の年金制度です。
- 2 将来の生活設計にあわせて、加入期間および加入口数を設定できます。
- 3 年金受給開始年齢は、60歳から80歳までの間で自由に選択できます。
- 4 年金にかえて一時金で受け取ることもできます。
- 5 年金受給開始以前に脱退する場合でも、加入月数により計算した脱退一時金が支払われます。
- 6 加入期間中に死亡された場合には、遺族一時金が支払われます。
- 7 月払加入の方は、「掛金一括払」に加入できます。

■加入できるのは

- ・関東信越の各税理士協同組合の年齢満18歳以上満70歳以下の組合員および事務所職員
※事務所職員は家族従業員を含みます。

■加入日と申込締切日は

- ・月払は毎年4回、7月1日・10月1日・1月1日および4月1日に新規加入と増口ができます。
- ・一括払は、月払の新規加入者と月払既加入者が加入できます。
(一括払のみの加入はできません。)
- ・一括払は毎年2回、7月1日・1月1日に新規加入と増口ができます。
- ・所定の加入申込書で加入日の前々月20日までにお申し込みください。

■掛金負担者は組合員または事務所職員です。

- ・事務所職員の掛金を組合員が負担することも可能です。

加入申し込みにあたっては、当パンフレットとともに契約内容に関して特に重要な事項(「特に重要なお知らせ(契約概要)」)ならびに契約に関して特に注意すべき事項(「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」)の記載内容を確認・了解のうえお申し込みください。

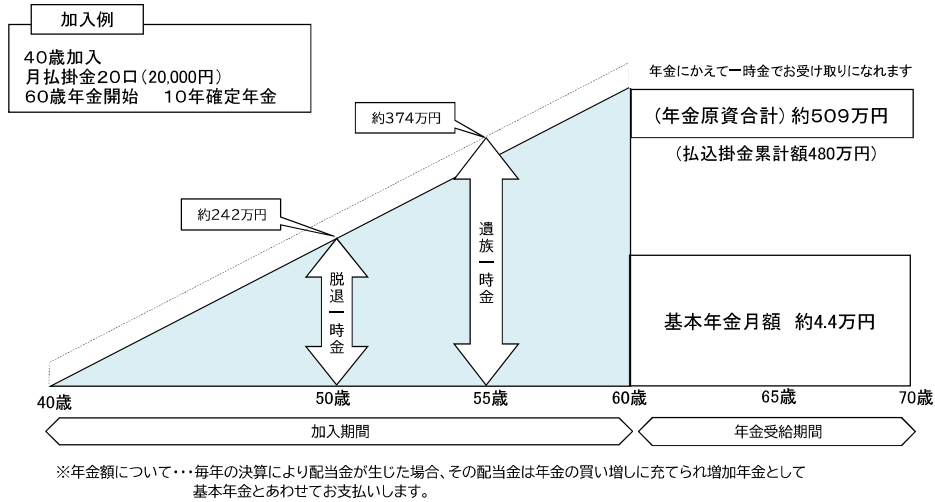
関東信越税理士協同組合連合会

【ご意向(保障ニーズ)確認のお願い】

お申込みいただく保険の内容が、ご自身のご意向に沿った内容になっていることをご確認ください。

- ☐ 保障内容(積立金額が払込掛金累計額を下回る場合があること、給付の内容等)
- ☐ 掛金の払込方法・払込期間

制度のしくみとご加入例



制度の取り扱い

- <月払掛金>**
- ・1口月額1,000円で、組合員は10口(10,000円)以上500口以下、従業員は3口(3,000円)以上500口以下で加入できます。
 - ・1口について20円の制度運営費が含まれています。
- <一括払掛金>**
- ・1口100,000円で1口以上500口以下で加入できます。
 - ・1口について500円の制度運営費が含まれています。
- <掛金の払込>**
- ・組合員の金融機関の預金口座から、毎月26日に当月分掛金として口座振替の方法により自動的に引き落としします。(掛金の収納事務は、朝日生命カードサービス㈱に委託しますので、預金通帳への記帳は「ACS・ゼイリネンキン」「ACS・アサヒサービス」「アサヒサービス」等となります。)(金融機関により異なります。)
- 注:①加入後の口座振替が不能の場合には、翌月に2回分の口座振替を行います。
2回連続して振替不能の場合には、脱退の手続きをいたします。
②申し込み後に預金口座の変更があった場合は、事務局迄ご連絡ください。
③脱退者への返金がある場合、事務局の預金口座へ返金し、事務局より脱退者へ返金となります。
④掛金の払い込みは初回からすべて口座振替で行います。
- <減口・中止>**
- ・加入者は次の事由がある場合、お申し出により加入口数の減口・中止をすることができます。
1. 減口について
- 減口の事由＝災害・疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む。)、結婚(親族の結婚を含む。)、債務の弁済
 - 減口の範囲＝月払は基本の払込方法となりますので、必ず組合員は10口以上、従業員は3口以上を継続して払い込んでいただきます。(一括払は制限をいたしません。)
- ※減口の場合、減口分の積立金をお支払いします。
2. 中止について
- 中止の事由＝上記の減口の事由に加え、「その他、加入者が掛金の拠出に支障ある場合」
 - 中止の範囲＝加入口数の一部、または全部中止できます。
- ※中止の場合、中止口数分の積立金は、中止時には払い出しせず積み立てておきます。
- <給付金の請求と変更の連絡>**
- ・所定の給付金請求書をご提出ください。
 - ・各種変更につきましても所定の用紙でご連絡ください。

給付

- <年金>**
- 加入者が満60歳到達後年金支給を請求したとき、または満80歳に達したとき年金が10年間支払われます。また、年金に代えて一時金で支払われる場合は脱退一時金と同じ額になります。
(注1) 年金月額が1万円に満たないときは脱退一時金が支払われます。
(注2) 10年確定年金のため、年金受給開始後死亡された場合は、残余期間分の年金原資が一時金として支払われます。
- <脱退一時金>**
- 加入者が満60歳になる前にこの制度を脱退したときは、脱退一時金(その時点の積立金)が支払われます。なお、自ら脱退の申し出を行う他、加入資格を失ったとき(組合員は組合員でなくなったとき、事務所職員は事務所を退職したとき)も脱退となります。
- <遺族一時金>**
- 加入者が年金受給権取得前に死亡によりこの制度を脱退したときは遺族一時金が支払われます。(遺族一時金は脱退一時金額に月払1口について1,000円を加算した額となります。)
- <受取人>**
- ①掛金を組合員(事業主)が負担する場合の受取人は組合員(事業主)です。
 - ②掛金を事務所職員自身が負担する場合の受取人は事務所職員となります。
この場合、事務所職員が死亡した時は、事務所職員の遺族が受取人となります。(遺族の範囲は、労基法施行規則第42条～45条に定める順位によります。)

【月払給付額試算表】

(月払掛金20口 20,000円の場合)

加入年数 年	払込掛金保険料額 円	積立金額(脱退一時金額) 円	10年確定年金(月額) 千円	遺族一時金 円
	約	約	約	約
1	240,000	231,400	(2.02)	251,400
2	480,000	465,000	(4.06)	485,000
3	720,000	701,000	(6.13)	721,000
4	960,000	939,400	(8.22)	959,400
5	1,200,000	1,180,200	10.32	1,200,200
6	1,440,000	1,423,400	12.45	1,443,400
7	1,680,000	1,668,800	14.60	1,688,800
8	1,920,000	1,917,000	16.77	1,937,000
9	2,160,000	2,167,600	18.96	2,187,600
10	2,400,000	2,420,600	21.18	2,440,600
15	3,600,000	3,725,400	32.59	3,745,400
20	4,800,000	5,098,200	44.61	5,118,200
25	6,000,000	6,543,400	57.25	6,563,400
30	7,200,000	8,064,800	70.56	8,084,800

【一括払給付額試算表】

(一括払掛金1口 100,000円の場合)

加入年数	積立金額(脱退一時金額)		10年確定年金(月額)		加入年数	積立金額(脱退一時金額)		10年確定年金(月額)	
年	約	円	約	千円	年	約	円	約	千円
1		98,530		(0.86)	8		105,590		(0.92)
2		99,500		(0.87)	9		106,650		(0.93)
3		100,490		(0.88)	10		107,710		(0.94)
4		101,490		(0.88)	15		113,240		(0.99)
5		102,490		(0.89)	20		119,080		(1.04)
6		103,510		(0.90)	25		125,250		(1.09)
7		104,550		(0.91)	30		131,770		(1.15)

(注) 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 月払は 2,924口を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
- (3) 令和7年9月30日現在適用されている予定利率を使用しております。なお、予定利率は将来変更されることがあります。
- (4) 配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。
- (5) 加入期間によっては、積立金がお払込掛金累計額を下回ることがあります。
- (6) 年金月額が1万円未満の場合は年金受け取りができないため、上表において()を付してあります。

特に重要なお知らせ(契約概要)

この「特に重要なお知らせ(契約概要)」は、この制度の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的な契約内容が表示されている「加入勧奨資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご確認いただくとともに、この保険の内容がご自身の意向に沿った内容となっていることをご確認願います。

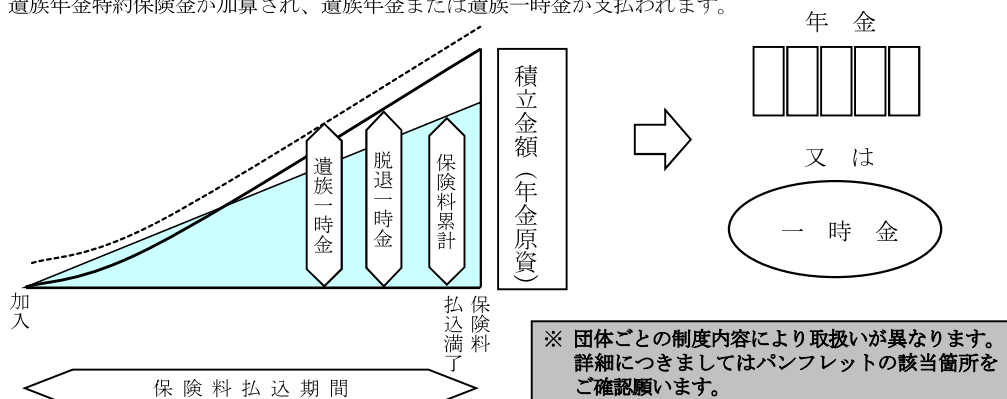
1. 商品名称

拠出型企業年金保険

2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払込み、保険料払込満了後は、保険料払込満了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。(年金に代えて一時金として受け取ることもできます。)

また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が加算され、遺族年金または遺族一時金が支払われます。



3. 加入年齢、保険料、保険期間等

- 加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込満了期日、年金受取期間等につきましてはパンフレットにてご確認願います。
- 退職、退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

4. 積立金について

- お払いいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましては、パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認願います。(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご留意願います。)
- 加入期間によっては、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

5. 年金や一時金が主に支払われる場合

年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。団体ごとの制度内容により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはパンフレットの該当箇所をご確認願います。

なお、年金や一時金のご請求は、団体経由で行っていただきます。お支払事由が生じた場合には、すみやかに団体窓口にご連絡願います。

○基本年金、中途脱退年金

保険料払込満了期日を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いいたします。保険料払込満了期日前に脱退される場合は、中途脱退年金をお支払いいたします。

○遺族年金

加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金を加算して、年金もしくは一時金にてご遺族の方にお支払いいたします。

※一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払に代えて一時金をお支払いいたします。また、積立金(年金原資)から計算した年金月額が、制度の定める最低年金月額未満となる場合には一時金でのお支払となります(個人年金保険料控除適用の場合を除く)。

※保険料の払込を全口中止している期間中に死亡された場合には、遺族年金特約保険金の加算はありません。

6. 配当金について

- 毎年の配当金は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払できない年度もあります。
- 保険料払込期間中の配当金は、積立金の積増のために充当し、年金受給権取得後は年金の増額のために充当します。
- 年度途中で脱退された場合はその年の配当金はありません。

7. 引受保険会社

この保険契約は、朝日生命保険相互会社を幹事会社とする生命保険契約です。引受保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います(給付に際しての負担割合は相違する場合があります)。なお、引受会社および引受割合は変更することがあります。

〈幹事会社〉朝日生命保険相互会社 本社:〒160-8570 東京都新宿区四谷 1-6-1

特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に「加入勧奨資料(パンフレット)」および「特に重要なお知らせ(契約概要)」とともに必ずお読みいただき、ご契約内容に関する事項その詳細をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に、年金・一時金等のお支払事由およびお支払の制限事項につきましては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」等の該当箇所を必ずご参照くださいますようお願いいたします。

1. ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であることから、被保険者となられる方からのご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

2. ご加入の責任開始期

- ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社をご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加) 加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。
- 複数の払方(月払・半年払・一時払等)を併用される場合は、払方ごとに(追加) 加入日が異なる場合がありますので、パンフレットの該当箇所をご確認願います。

3. 加入資格について

この保険は、加入日現在、健康で正常に勤務されており、保険料の払込期間が所定の期間ある団体の所属員の方にご加入いただけます。詳しくはパンフレットの該当箇所をご確認願います。

4. 保険料の払込について

保険料の払込がないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご確認願います。

5. ご契約の継続について

ご加入いただく年金制度全体のご加入者数が10名未満となった場合、年金制度を閉鎖し、ご加入が継続できなくなる場合があります。

6. 脱退・払出し時の一時金額について

この保険の保険料は、お払いただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額がお払いただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

7. 年金・一時金の支払に関する手続き等の留意事項

お客様からのご請求に応じて、年金・一時金のお支払を行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合や支払可能性があると思われる場合はすみやかに団体窓口にご連絡ください。また、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にも、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

8. 予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率等を変更することがあります。

9. 年金・一時金等のお支払制限について

次のような場合、年金や一時金のお支払に制限があります。

- 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払します。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払します。

- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることもあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払します。
- 保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払します。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口(保険料の増額)の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がないことがあります。
- 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。
- 保険料の払込を全口中止している期間中に死亡された場合、遺族年金特約保険金の加算はありません。

10. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

11. 生命保険契約者保護機構について

この年金制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にもご契約時の保険金額や年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈生命保険契約者保護機構〉 TEL: 03-3286-2820 ホームページアドレス: <https://www.seihohogo.jp/>

12. 個人情報の取扱いについて

この年金制度の運営にあたっては、お客様の個人情報をお取り扱いいたします。ご加入の際には、個人情報の取扱いの詳細について、パンフレットの該当箇所を必ずご確認ください、同意のうえお申込みください。

13. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX)は受け付けておりません。来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス; <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

14. 苦情・相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、ご契約者(団体)もしくは以下の弊社問合わせ先へご連絡願います。

〈弊社問合わせ先〉 朝日生命保険相互会社 企業保険部(企業年金)

〒206-8611 東京都摩摩市鶴牧1-23

フリーダイヤル: 0120-540-830(ご案内時間: 土・日、休日を除く 9:00~17:00)